

# ○指定自動車教習所事務処理規程

〔平成19年5月31日  
鳥取県公安委員会規程第6号〕  
(改正 令和5年4月20日)

## 目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
  - 第2章 指定教習所の使命等 (第3条・第4条)
  - 第3章 管理者等の責務 (第5条―第9条)
  - 第4章 指導員等
    - 第1節 指導員等の審査 (第10条―第13条)
    - 第2節 指導員等の資格者証 (第14条・第15条)
    - 第3節 指導員等の選任 (第16条―第18条)
    - 第4節 指導員等の教養 (第19条―第22条)
  - 第5章 指定教習所の施設等 (第23条―第26条)
  - 第6章 教習業務の運営
    - 第1節 教習生の入所 (第27条―第33条)
    - 第2節 技能教習 (第34条―第40条)
    - 第3節 学科教習 (第41条・第42条)
    - 第4節 自由教習 (第43条)
    - 第5節 技能検定 (第44条―第51条)
    - 第6節 卒業証明書等 (第52条―第54条)
  - 第7章 仮免許 (第55条―第59条)
  - 第8章 技能審査 (第60条・第61条)
  - 第9章 指定教習所職員に対する講習 (第62条―第69条)
  - 第10章 備付け書類等 (第70条)
  - 第11章 指定申請書記載事項変更届 (第71条)
  - 第12章 報告 (第72条・第73条)
- 附 則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、鳥取県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定する自動車教習所（以下「指定教習所」という。）における管理業務、設備並びに教習及び技能検定等の事務処理について必要な事項を定め、教習業務の適正な運用に資するとともに、教習の水準の維持向上を図ることを目的とする。

#### (準拠等)

第2条 指定教習所の事務処理については、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「技能検定員審査規則」という。）、指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第13号。以下「教習規則」という。）、「指定自動車教習所の教習の標準について（通達）」（令和5年2月27日付け警察庁丙運発第3号。以下「教習の標準」という。）、「指定自

自動車教習所業務指導の標準について（通達）」（令和5年2月27日付け警察庁丙運発第3号。以下「業務指導の標準」という。）、「運転免許技能試験実施基準について（通達）」（令和4年3月4日付け警察庁丙運発第12号。以下「技能試験実施基準」という。）、「受験資格特例教習の標準について（通達）」（令和4年3月4日付け警察庁丙運発第15号。以下「特例教習の標準」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## 第2章 指定教習所の使命等

### （指定教習所の使命）

第3条 指定教習所は、自動車運転者の養成機関であり、かつ、公安委員会が行う運転免許試験の一部を代行することにより、交通行政の重要な部分を担う公共的性格を有する機関であることを認識し、常に関係法令等を遵守して効果的な教習業務を行い、もって初心運転者の資質の向上を図るとともに、地域における交通安全教育センターとして地域住民の交通安全意識の普及及び啓発に努め、道路交通の安全確保に寄与することを使命とする。

### （設置者の責務）

第4条 指定教習所を設置する者（以下「設置者」という。）は、職員を含めた教習体制の充実や施設の整備、教育資器材の導入など教習環境の改善を図り、もって前条の使命の達成に努めるものとする。

## 第3章 管理者等の職務

### （管理者の管理業務）

第5条 指定教習所を管理する者（以下「管理者」という。）は、第2条に基づく権限と責任において、指定教習所としての業務運営を直接管理する者として、設置者と常に緊密な連絡を行い、設置者の理解と協力を得て教習管理体制を確立し、職員の資質の向上と教習水準の維持向上を図り、もって第3条の使命の達成に努めるものとする。

### （管理者の兼職の禁止）

第6条 指定教習所の教習管理業務を適正に運用するため、管理者が他の職業を兼ねることのないようにするとともに、教習又は技能検定業務に従事しないものとする。ただし、教習指導員の資格を有する管理者は、教習の標準の第一種免許に係る学科教習の学科（一）（第1段階）項目名「1 運転者の心得」及び第二種免許に係る学科教習の学科（一）（第1段階）項目名「1 第二種免許の意義」について行うことができるものとする。

### （管理者の変更）

第7条 設置者は、当該指定教習所の管理者を変更しようとするときは、管理者承認申請書（様式第1号）に府令第35条第1項第1号に規定する書類を添えて、公安委員会に申請するものとする。

2 公安委員会は、前項の申請に基づく審査の結果、指定教習所の管理者としての資格要件を満たすことを確認したときは、管理者承認書（様式第2号）を設置者に対し交付する。

3 前項の場合において、管理者として承認された者が技能検定員に選任されている場合は、設置者は、変更後の管理者に係る技能検定員の解任届を公安委員会に提出しなければならない。

### （副管理者等の指名及び任務）

第8条 管理者は、指定教習所の管理体制を強化するため、卒業証明書等の発行に関し、

監督的地位にあり、かつ、管理者を直接補佐する能力を有する職員（以下「副管理者」という。）を当該指定教習所の規模に応じて1人以上指名するものとする。また、夜間等の管理体制を確立するため、副管理者以外の職員（以下「管理者代行」という。）を1人以上指名するものとする。

- 2 管理者は、副管理者又は管理者代行を指名した場合は副管理者等指名届（様式第3号）により、解任した場合は副管理者等解任届（様式第4号）により、その旨を公安委員会に報告すること。
- 3 管理者が、出張、病気その他の理由により、3日以上その業務に従事できないときは、その理由、期間及び職務を代行する副管理者の氏名を、代行する前日までに公安委員会に報告するものとする。
- 4 副管理者及び管理者代行は、管理者が休暇、出張等により不在となり、又は夜間等で退所した後において、教習管理業務を管理者の名において代行することを任務とする。  
なお、職務代行中は、教習又は検定に従事してはならない。

（職員の心構え）

第9条 指定教習所の技能検定員及び教習指導員（以下「指導員等」という。）等の職員は、その職責を自覚して人格識見のかん養に努め、教育者としての誇りと責任感を持った教習業務を遂行し、社会的責任を自覚したより安全な運転者の育成に努めるものとする。

- 2 技能検定員は、法第99条の2第3項に規定する職員であることを認識し、技能試験実施基準の習熟に努め、何ものにもとらわれず厳正公正な技能検定を行い、責任ある技能検定合格証明を行わなければならない。

#### 第4章 指導員等

##### 第1節 指導員等の審査

（審査）

第10条 公安委員会が行う指導員等の審査は、技能検定員審査規則及び業務指導の標準に基づき、年2回以上実施するものとする。

（審査申請）

第11条 指導員等の審査を受けようとする者は、技能検定員審査規則に規定する技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書等のほか、次の各号に掲げる書類を添えて公安委員会に申請するものとする。

- (1) 住民票の写し及び履歴書
  - (2) 過去3か月以内に発行された運転記録証明書
  - (3) 第19条第1項に規定する新任教養実施基準に示す現場事前教養記録（指定教習所職員のみ）
- 2 過去1年以内に審査を申請して不合格となった者は、前項第1号及び第3号の書類は要しないものとする。

（審査手数料の納付）

第12条 審査を受けようとする者は、審査手数料について、技能検定員審査手数料納付書（様式第5号）又は教習指導員審査手数料納付書（様式第6号）により、鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）に規定する金額を納付するものとする。

（審査の一部合格証明）

第13条 公安委員会は、指導員等の審査につき、審査細目の一部に合格した者に対して指導員等審査一部細目合格証明書（様式第7号）を交付する。

## 第2節 指導員等の資格者証

### (資格者証の交付申請)

第14条 指導員等の資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けようとする者は、技能検定員審査規則に規定する技能検定員資格者証交付申請書又は教習指導員資格者証交付申請書及び技能検定員審査規則に定める必要な書類とともに、交付手数料として、鳥取県警察手数料条例に規定する金額を指導員等資格者証交付手数料納付書（様式第8号）により納付し、申請するものとする。

### (資格者証再交付手数料の納付)

第15条 技能検定員審査規則第8条第1項（第16条第1項において準用する場合を含む。）に規定する資格者証の再交付を受けようとする者は、再交付申請書とともに、前条に定める交付手数料を同条の技能検定員資格者証交付手数料納付書又は教習指導員資格者証交付手数料納付書により納付し、申請するものとする。

## 第3節 指導員等の選任

### (指導員等の選任)

第16条 管理者は、指導員等を選任したときは、指導員等選任届（様式第9号）により、公安委員会に報告するものとする。

### (指導員等の解任)

第17条 管理者は、指導員等が公安委員会から資格者証の返納を命じられたとき、又は退職等により指導員等を解任したときは、指導員等解任届（様式第10号）により、公安委員会に報告するものとする。

第18条 削除

## 第4節 指導員等の教養

### (新任教養)

第19条 管理者は、指導員等になろうとする者に対して、業務指導の標準別添第1の指定教習所の指導員等になろうとする者に対する新任教養実施基準（以下「新任教養実施基準」という。）に示す新任教養を行うものとする。

2. 管理者は、指導員等の審査を受けようとする者に対して、新任教養実施基準の現場事前教養を実施するものとする。

### (現任教養)

第20条 管理者は、指定教習所における教習の水準の維持向上を図るため、教養推進委員会等を設け、計画的に研修会等を開催するとともに、その状況を教養実施記録簿（様式第14号）に記録しておくとともに、研修状況等について、随時、公安委員会に報告するものとする。

### (特別教養)

第21条 指導員等に対する特別教養は、次の各号によるものとする。

(1) 公安委員会は、指導員等の教習能力又は技能検定能力が明らかに低下していると認められたときは、その者に対して、法第98条第4項の規定を適用するほか、必要により公安委員会又は当該指定教習所の管理者による特別教養を行うものとする。この場合において、管理者による特別教養は、新任教養実施基準に示す現場事後教養に準ずるものとする。

(2) 管理者による特別教養については、教養が終わった時点でその状況を公安委員会に報告するものとする。

2 特別教養の対象となった指導員等は、特別教養が終了するまでの間、公安委員会が特

別に認めた場合を除き、教習業務は行わないものとする。

(助言指導)

第22条 管理者は、法第98条第3項の規定に基づく指導助言を受けたときは、これに対応する措置を講じ、その状況を指導助言措置簿(様式第15号)に記録しておくものとする。

#### 第5章 指定教習所の施設等

(コース)

第23条 コースの形状及び基準は、府令及び業務指導の標準に基づくほか、次の各号のとおりとする。

(1) 交差点における立体障害物は、次により設置すること。

ア 設置場所は、信号機が設置されている交差点を除く幹線又は準幹線の交差点とし、原則として十字路とすること。

イ 異なる方向から2回以上通過できるように障壁を設置すること。

ウ 無線指導装置による教習を行う場合は、狭路コースの見通しを著しく阻害しない場所とすること。

エ 障害の材質は、コンクリート、鉄板、生垣等で風雪等に十分耐える強度とし、その大きさは、おおむね高さ2メートル、長さ4メートル、コース縁石側端からおおむね40センチメートルとすること。

(2) 沈みコースの縁石の高さは、おおむね10センチメートル(二輪車は5センチメートル)幅は10センチメートルとし、浮きコースの高低差はおおむね10センチメートルとすること。

(3) 二輪車のコースは、次により設置するものとする。

ア 幅員3メートルの中コースを既設している教習所は、技能試験実施基準の立体障害物設置基準に準じて、ポール又はセイフティコーン等で幅員を調整すること。

イ 制動効果を測定するため、業務指導の標準別添第5に定める指定速度からの急停止コースを設置すること。

ウ 曲線コースは、業務指導の標準別添第6に定める8の字コースを設置すること。

エ 二輪車の技能教習を独立して行うため、既設コースの敷地内に二輪専用コースを併設する教習所(以下「二輪コース併設教習所」という。)の併設コースの敷地面積は、おおむね1,000平方メートル以上とし、コース等の種類は、府令別表第3に定める屈折コース、曲線コース、直線狭路コース、連続進路転換コース及び波状路コースを設置すること。

(4) コースを新設し、又は変更するときは、指定申請書記載事項変更届(様式第16号)により、あらかじめ公安委員会に届け出て承認を受けること。

(備付け車両)

第24条 備付け車両は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 技能教習及び技能検定(以下「技能検定等」という。)に使用する自動車は、令第35条第2項第3号の規定によるもののほか、寸法、形状及び性能が、技能試験実施基準に定める標準試験車と同程度のものとし、あらかじめ前条第4号の指定申請書記載事項変更届により当該自動車の諸元表を添付の上、公安委員会に届け出て承認を受けること。

(2) 前号の承認を受けた車両のうち、技能検定等に使用するものについては、検定車両使用(変更)届出書(様式第17号)により、公安委員会に届け出ること。

(3) 身体障害者の持ち込み車両については、補助ブレーキ等を付け、かつ、第1号の規

定に準じて公安委員会の承認を受けたものに限り、当該車両を正規の教習等に使用できるものとする。

なお、この場合は、事故等による賠償責任について紛議が生じないよう契約書により明確にしておくこと。

2 備付け車両の運用は、次の各号のとおりとする。

- (1) 応急ブレーキの装置が困難な大型特殊自動車で、教習指導員又は技能検定員がハンド・ブレーキを操作することにより、応急の措置が可能である場合に限り、ハンド・ブレーキを令第35条第2項第3号に規定する「応急の措置を講ずることができる装置」とみなすものとする。
- (2) 教習所内コースにおける教習車については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による登録を受けることを要しないが、これらの車両についても同法の規程による自動車の検査に合格する程度に整備した車両を使用すること。
- (3) 指導員等が同乗して教習等を行う車両については、指導員用後写鏡を室内及び室外に備え付けること。
- (4) 二輪車にあつては、エンジン停止灯、指示速度表示灯、前後ブレーキ表示灯を備え付けること。
- (5) 二輪車用ヘルメットを備え付け、教習生に対しこれを装着させること。
- (6) 普通自動車の卒業検定（以下「路上検定」という。）に使用する車両にあつては、路上検定中は車両の前後部に「検定中」の標識を表示すること。
- (7) 無線指導装置で、電波法（昭和25年法律第131号）の適用を受けるものについては、所要の手続を行うこと。
- (8) LPガス自動車（液化石油ガスを燃料とする自動車をいう。以下この号において同じ。）を使用する場合は、次によること。
  - ア 1,000キロメートルを走行すること又は1週間を経過するごとに定期的に点検を行うこと。
  - イ LPガス自動車取扱責任者を置くとともに、LPガス自動車に関する講習を受けさせること。
  - ウ LPガス自動車であることを表示すること。

（模擬運転装置、無線指導装置及び運転シミュレーター）

第25条 府令第33条第4項第1号に定める模擬運転装置、無線指導装置及び運転シミュレーターによる教習を新たに行うとき、又は変更しようとするときは、模擬運転装置等教習開始（変更）届（様式第18号）により公安委員会に届け出て承認を受けること。

（指定教習所等のコード）

第26条 指定教習所の業務等を電子計算機処理するための指定教習所等のコードは、次表のとおりとする。

(1) 教習所コード

教 習 所	コード	教 習 所	コード
鳥 取 県 自 動 車 学 校	0 1	米 子 自 動 車 学 校	0 2
鳥 取 県 中 央 自 動 車 学 校	0 4	イ ナ バ 自 動 車 学 校	0 5
米 子 西 部 自 動 車 学 校	0 6	山 陰 中 央 自 動 車 学 校	0 7
鳥 取 県 東 部 自 動 車 学 校	0 8	鳥 取 県 倉 吉 自 動 車 学 校	0 9
日 本 海 自 動 車 学 校	1 0	陸 上 自 衛 隊 米 子 自 動 車 教 習 所	1 1

(2) 車種コード

車種	大型 普通	大特	けん引	大型 二輪	普通 二輪	小型 二輪	大型 二種	普通 二種	中型 準中型	中型 二種
コード	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9

(3) その他

他の教習所から仮免許を受けた後に入所した者の入所コードは「9」とする。

第6章 教習業務の運営

第1節 教習生の入所

(入所事務)

第27条 教習生の入所事務は、教習の標準及び業務指導の標準に基づくほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 管理者は、教習生の入所を決定したときは、業務指導の標準別記様式第1号の教習原簿に所定の事項を記載し、教習実態を明らかにしておくこと。教習原簿の作成に当たっては、入所時に必ず、運転免許証、住民票等によって人定事項を確認すること。
- (2) 入所時に適性試験の例に準じて適性テストを行い、その結果を教習原簿に記載すること。

(事前説明等)

第28条 管理者は、入所希望者が次の各号に該当すると認められる場合において、その旨を入所前に説明するものとする。

- (1) 修了検定又は卒業検定の時までには運転免許試験の受験資格として必要な年齢、自動車の運転経験の期間に関する要件を満たさないと認められる者
  - (2) 交通違反等により卒業証明書の有効期間内に運転免許を取得することができないと認められる者
  - (3) 仮運転免許（以下「仮免許」という。）を有する者で保有する仮免許の有効期間内に所定の教習を修了しないと認められる者
- 2 法第90条第1項第1号又は第2号に該当する者については、免許の拒否の対象となること、免許の申請時における病状等の申告制度等についての説明をするとともに、本人において拒否等の対象となる可能性があると考えられる場合には、最寄りの運転免許センターに相談するよう教示するものとする。
- 3 管理者は、免許取得に必要な教習内容、教習時限数等をあらかじめ説明し、教習の欠略等のないように配慮するものとする。

(性格的運転適性検査)

第29条 運転適性検査は、次の各号により行うものとする。

- (1) 教習生個々の特性に応じた技能教習を進めるため、教習生の入所直後、性格等に関する運転適性検査を行い、その結果を教習原簿に記載しておくこと。
- (2) 運転適性検査は、過去1年以内に同一の検査を受けていない者に対して行うこと。
- (3) 運転適性検査は、運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けた者（以下「運転適性指導者」という。）が行うこと。
- (4) 運転適性検査結果について個別指導を行うため、運転適性指導者のうちから経験の深い者を運転適性相談員として選任しておくこと。
- (5) 運転適性検査結果表は30年保存しておくこと。

(身体障害者の適性診断)

第30条 入所希望者が身体障害者である場合は、業務指導の標準別添第8の身体障害者の状況に応じた教習車種の範囲に定める障害の程度であれば原則として入所できるものと

する。ただし、教習車種及び補装具は、東部、中部及び西部の各地区運転免許センター（その者が他の都道府県に居住する場合は、当該都道府県の運転免許担当部局）が発行した身体障害者適性診断結果表（様式第19号）に基づいた車両とする。

なお、標準教習車以外の自動車で技能教習及び卒業検定を受けた者の卒業証明書は、業務指導の標準に基づいて作成するとともに身体障害者適性診断結果表を添付するものとする。

（教習生の転所）

第31条 教習生の転所は、業務指導の標準に基づくほか、次の各号により行うものとする。

- (1) 管理者は、転出を希望する教習生に対し、履修状況を明らかにした教習原簿に管理者の記名押印をして、これを交付するとともに、その写しを保管しておくこと。
- (2) 転入後の指定教習所の管理者は、転入した教習生に対し、前指定教習所が交付した教習原簿等を確認するとともに、その者が仮免許を受けている場合は、警察本部交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）に報告し、試験登録番号の指定を受けること。

（応急救護処置教習の免除者の入所）

第32条 応急救護処置教習が免除となる者の入所に当たっては、教習の標準に基づきその資格を確認し、教習原簿の学科教習欄の該当教習の指導員押印欄に「免除」と朱書きしておくものとする。

（準中型仮免許又は普通仮免許を有する者の入所）

第33条 準中型仮免許又は普通仮免許を有する者の入所事務は、次の各号によるものとする。

- (1) 準中型仮免許又は普通仮免許の有効期間内に所定の教習が終了できないと認められる者は入所させないこと。
- (2) 入所を希望する者に対する適性検査及び適性診断は、通常の入所者と同様に確実に行うこと。
- (3) 教習科目は、学科教習にあつては、教習の標準の学科（二）（第2段階）を、技能教習にあつては、教習の標準の応用走行（第2段階）を教習すること。
- (4) 教習原簿の表紙の上部右の余白部分に、仮免許入所と朱書きしておくこと。

## 第2節 技能教習

（教習計画）

第34条 技能教習の教習計画は、府令第33条、教習規則及び教習の標準に基づき作成し、その教習計画に従って技能教習を実施するものとする。

2 教習計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ公安委員会に届け出るものとする。

（技能教習の実施方法等）

第35条 技能教習の実施に当たっては、教習規則、教習の標準及び業務指導の標準に基づき実施するものとする。

2 技能教習は、指導員によって教習方法に差異が生じないよう職場研修等を積極的に行い、教習方法の統一を図るものとする。

3 実際の道路で安全走行ができることを主眼とした教習を行うとともに、教習生の欠陥及びその他次の教習の参考となる事項を教習原簿に記載して確実に引き継ぎ、教習方法の一貫性を図るものとする。

（みきわめの実施方法）



第36条 教習効果の確認（以下「みきわめ」という。）は、教習の標準に基づくほか、次の各号により行うものとする。

- (1) みきわめを開始するときは、教習生に対し宣言をすること。
- (2) みきわめ中は不用な助言は行わないこと。
- (3) みきわめの成績が不合格となることが予測される教習生に対しては、みきわめは行わないこと。
- (4) みきわめの合格基準は技能検定の合格基準に準ずること。  
(みきわめの実施者)

第37条 管理者は、みきわめを行わせる者として、教習指導員の資格を有する次の者の中からあらかじめ指名しておくものとする。

- (1) みきわめを実施しようとする教習に係る技能検定員を兼ねている者
- (2) みきわめを実施しようとする教習課程の技能教習の経験が2年以上ある者
- (3) みきわめを実施しようとする教習課程の技能教習の経験が2年未満の者については管理者が認定したもの

2 管理者は、前項第3号の認定を行うに当たっては、あらかじめ判定基準を作成し、公安委員会に届け出ること。

3 管理者は、みきわめを行う教習指導員を認定し、又は認定を取り消したときは、公安委員会に届け出るとともにその指名状況を明らかにしておくこと。

(教習の延長)

第38条 教習の延長は、教習の標準に基づくほか、次の各号により行うものとする。

- (1) 追加教習は、個々の教習生の技能の修得状況に応じ、みきわめを行うことなく引き続き教習を行うこと。
- (2) 延長教習は、みきわめの成績が不合格となった者に対して一定の教習を行うこと。
- (3) 補修教習は、修了検定又は卒業検定に不合格となった者に対して、一定の教習を行うこと。
- (4) 補充教習は、教習生が仮免許の取消処分を受け、再度修了検定を受ける場合に行うこと。

なお、この場合の教習は、技能教習にあつては第1段階の目標の確認を内容とし、学科教習にあつては取消しの原因となった交通事故、法令違反に該当する教習項目を内容とすること。

(路上教習コースの設定)

第39条 路上教習コースの設定及び承認は、教習の標準に基づくほか、次の各号により行うものとする。

- (1) 路上教習のためのコースを設定し、又は変更するときは、路上教習を行う区域（面）を設定した上で、あらかじめ当該コースを管轄する警察署長と協議し、同意を得ること。
- (2) 路上教習コースは、路上教習コース設定届（様式第20号）にコース図（区域図）1部を添付し、公安委員会に届け出て承認を得ること。
- (3) 応用走行の特別項目の設定は、技能教習応用走行特別項目の設定届（様式第21号）により公安委員会に届け出て承認を得ること。

(無線指導装置による教習)

第40条 無線指導装置による教習（以下「無線による教習」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には行わないものとする。

- (1) 無線による教習を希望しない者
- (2) 単独で走行させることが危険と認められる者
- (3) 教習効果が期待できないと認められる者

### 第3節 学科教習

#### (教習計画)

第41条 学科教習の教習計画は、第34条に定めるところに準ずるものとする。

#### (学科教習の実施方法等)

第42条 学科教習の実施に当たっては、教習規則、教習の標準及び業務指導の標準に基づき実施するものとする。

### 第4節 自由教習

#### (自由教習)

第43条 管理者は、教習の標準に基づく教習を正規の教習時限以外に行う場合（以下「自由教習」という。）は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 自由教習に従事する指導員は、教習指導員とすること。
- (2) 教習車両は、自由教習の教習車であることを外部から容易に識別できる標識を備えること。
- (3) 自由教習は、教習の標準の基本操作及び基本走行（第1段階）又は応用走行（第2段階）の教習が修了し、修了検定又は卒業検定までの間に行うこと。
- (4) 学科教習は、正規の教習を聴講させる方法で行うこと。
- (5) 自由教習についても、教習原簿その他により教習状況を明らかにしておくこと。

### 第5節 技能検定

#### (技能検定の実施計画)

第44条 管理者は、あらかじめ技能検定実施計画を月ごとに作成し、技能検定実施計画書（様式第22号）により、前月の25日までに、変更するときはその前日までに公安委員会に報告するものとする。

#### (技能検定の実施回数等)

第45条 技能検定は、週2回以上行うものとする。ただし、1日の実施回数は1回とし、午前9時から午後5時までの間に実施するものとする。

2 管理者及び副管理者がともに不在となる日は、技能検定（審査）は行わないものとする。

#### (技能検定の実施基準)

第46条 技能検定の実施基準は、技能試験実施基準に準ずるものとする。

#### (技能検定コース等の承認)

第47条 技能検定コース及び技能審査コースの設定は、技能試験実施基準に基づくほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 場内検定及び技能審査コースを設定したときは場内検定（審査）コース設定届（様式第23号）に、路上検定コースを設定したときは路上検定コース設定届（様式第24号）に、それぞれコース図面等を1部添付して公安委員会に届け出ること。
- (2) 路上検定コースのスタート地点を場内としてもよいが、その場合は、場内がゴール地点となるようなコース設定はしないこと。

なお、スタート地点を場内とする場合は、道路に出るまでの区間は、その距離の如何を問わず、必ず「ならし走行」区間とすること。

- (3) 路上検定コースを設定し、又は変更するときは、当該コースを管轄する警察署長と

協議し同意を得ること。

- 2 公安委員会は、届出のあった技能検定コース等が技能試験実施基準に適合するかどうかについて確認した後、これを承認する。

(技能検定の実施方法等)

第48条 技能検定の実施方法は、業務指導の標準及び技能試験実施基準に準ずるほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 管理者が決定した技能検定コースは、技能検定コース指定簿(様式第25号)に記載し、明らかにしておくこと。
- (2) 技能検定コースについては、受検者がコースの道順の不知によるコース間違いを生じることのないよう、右折、左折及び直進の指示を適切に行うこと。
- (3) 技能検定の公正性を確保するため、技能検定の実施に当たっては、次番者等(最終の受検者の場合は、その前の受検者)を同乗させること。ただし、検査のため警察職員が同乗したとき、又は受検者の動静や技能検定員の採点状況等の映像及び音声をドライブレコーダー、車内カメラ等に録音・録画するときは、次番者等の同乗は省略することができる。
- (4) 卒業検定において、受検者が15人以上となる場合は、路上検定を担当する検定員以外に場内検定(方向変換又は縦列駐車)を担当する検定員を配置してもよいこととする。ただし、最終合否の判断は路上を担当した検定員が行うこと。
- (5) その他具体的な実施方法については、技能試験実施基準に準じて行うこと。

(技能検定員の割り当て等)

第49条 技能検定員の割り当ては、業務指導の標準に基づくほか、公正さが疑われるおそれのある友人、縁者等に対する検定を行わせないように配慮するものとする。

(技能検定時の技能教習)

第50条 場内技能教習と同時に技能検定を行うに当たっては、指示速度等の課題が確実に履行でき、かつ、技能教習が適正に行える場合に限り、実施して差し支えないものとする。

(技能検定実施上の留意事項)

第51条 技能検定実施上の留意事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 検定車両には、「検定中」等の表示をすること。
- (2) 検定中は、次番者等に対してもシートベルトを着装させること。
- (3) ならし走行から検定への移行については、一旦停止しないで実施すること。この場合、検定開始地点の目標物等を受検者に指示すること。
- (4) 技能検定員は、路上検定中に突発的な通行止め又は交通の著しい渋滞等により、検定を引き続き行うことが困難となったと認めるときは、管理者に報告し、その指示を受けること。ただし、検定車両による交通事故が発生したときは、検定を中止し、後日改めて検定を行うものとする。
- (5) 前号の報告を受けた管理者は、う回路による検定が可能な場合を除き、検定中止の処置を講じ、その状況を公安委員会に即報するとともに、技能試験実施基準に定める技能検定成績表及び教習原簿にその旨を記載すること。
- (6) 技能検定実施結果の発表は、管理者の責任において行うこと。
- (7) 管理者は、技能検定実施状況を技能検定(審査)実施簿(様式第26号)によって明らかにしておくこと。
- (8) 技能検定等の監督のために立会いした警察職員は、必要があると認めるときは、同時に走行する検定車両の台数を制限することができる。

## 第6節 卒業証明書等

### (卒業証明書)

第52条 卒業証明書は、業務指導の標準に基づくほか、次の各号により作成するものとする。

- (1) 卒業証明書番号は、暦年ごとの車種別の一連番号とし、左上部欄外に教習所のコード番号を、右上部欄外に仮免許証番号又は試験登録番号を記載すること。
- (2) 卒業証明書を発行するときは、卒業証明書交付台帳（様式第27号）に登載し、発行の状況を明らかにしておくこと。

### (修了証明書)

第53条 修了証明書は、業務指導の標準に基づくほか、次の各号により作成するものとする。

- (1) 本文に記載する年月日及び発行年月日は、修了検定を実施（合格）した年月日とする。
- (2) 修了証明書番号は、教習所コードを入れた暦年ごとの発行順の一連番号とする。
- (3) 修了証明書を発行するときは、修了証明書交付台帳（様式第28号）に登載し、発行の状況を明らかにしておくこと。

### (技能検定合格証明)

第54条 技能検定合格証明は、業務指導の標準に基づくほか、次の各号により作成するものとする。

- (1) 本文記載の年月日及び末尾の証明年月日は本文記載技能検定に合格した年月日を記載すること。ただし、再発行する場合は、末尾年月日は再発行年月日とする。
- (2) 合格証明の番号は、暦年ごとの証明順の一連番号とする。

## 第7章 仮免許

### (申請)

第55条 管理者は、仮免許試験を受けようとする教習生の仮運転免許申請書（様式第29号）に技能試験の免除の事由となる修了証明書、修了検定合格証明書及び住民票の写し又は登録証明書等関係書類を添付して、東部、中部又は西部の各地区運転免許センターに申請するものとする。

### (仮免許試験)

第56条 仮免許試験は、次の各号により行うものとする。

- (1) 仮免許試験は、週2回以上行うものとする。  
なお、1日の実施回数は1回とし、午前9時から午後5時までの間に実施すること。
- (2) 管理者は、翌月の仮免許試験実施日及び開始時間を仮免許試験実施計画書（様式第30号）により、毎月25日までに、変更するときはその前日までに警察本部長（以下「本部長」という。）に報告すること。

### (仮免許学科試験)

第57条 仮免許学科試験は、業務指導の標準に基づくほか、次の各号により行うものとする。

- (1) 仮免許学科試験は、管理者又は副管理者の立会いの下に実施すること。
- (2) 受験生が20人以上の場合は、必ず、管理者又は副管理者を含めて2人以上の複数の立会いの下に実施すること。
- (3) 管理者は、あらかじめ送付された学科試験問題について、学科試験問題管理簿（様式第31号）により、出納状況を明らかにしておくこと。

- (4) 学科試験問題等は、施錠のできる鉄製保管庫等に保管し、紛失や不正使用の防止を図ること。
- (5) 出題する問題の種類は、運転免許課長が指定する。
- (6) 前号により問題の種類を指定を受けた管理者は、学科試験問題指定受理簿（様式第32号）により、所定の事項を記載しておくこと。
- (7) 試験は、不正防止と公平性を確保できる一定の広さの室で実施するものとし、教習原簿の写真との照合による本人の確認を確実に行うこと。
- (8) 不正受験等の事案があった場合は、即時、運転免許課長に報告し、その指示を受けること。
- (9) 採点は、管理者又は副管理者を含む複数の立会いの下で行い、仮免許証交付前に警察職員が再度確認する。  
なお、休日に学科試験を実施した場合、仮免許証交付前における警察職員の再確認は、休日の次の平日に実施する。
- (10) 管理者は、試験結果を仮免許試験実施及び仮免許証交付手数料納付簿（様式第33号）に所定事項を記録しておくこと。

（適性試験）

第58条 適性試験は、次の各号により行うものとする。

- (1) 管理者は、適性試験を担当する者として、適性試験補助者を指名しておくこと。
- (2) 適性試験は、府令第23条の規定に準拠して行い、その結果は適性試験結果表（様式第34号）に記載するとともに、仮免許学科試験に合格した者については教習原簿に併せて記載しておくこと。

（仮免許証の交付等）

第59条 仮免許証の交付等は、次の各号により行うものとする。

- (1) 仮免許証の作成は試験合格後とし、交付年月日は実際に交付する日とすること。
- (2) 管理者は、あらかじめ送付された仮免許証の用紙の出納状況を、仮運転免許証出納簿（様式第35号）により明らかにしておくとともに、その状況を翌日10日までに本部長に報告すること。

なお、書き損じた仮免許証については、当該仮免許証を添付して本部長に報告すること。

- (3) 仮免許証の番号は、県コード（70）に、指定教習所のコード番号、西暦末尾の数字、暦年ごとの一連番号（5桁）の10桁とする。
- (4) 仮免許の種類欄は、「大型仮免許」、「中型仮免許」、「準中型仮免許」又は「普通仮免許」と記載すること。
- (5) オートマチック車限定を希望する者で、オートマチック車により技能教習又は技能検定を受けた者に対しては、免許の条件欄に「普通車はAT車に限る。」と記載すること。

なお、眼鏡等の条件を同時に付する場合は、AT車の条件の次に他の条件を記載すること。

- (6) 管理者は、仮免許証を作成したときは、仮免許試験実施結果報告書（様式第36号）に第57条第10号の仮免許試験実施及び仮免許証交付手数料納付簿を添付して、仮免許証とともに本部長に提出し、本部長の刻印を受けること。
- (7) 仮免許証の交付は、管理者の責任において行うこと。
- (8) 仮免許証は、有効期間内に教習が終了しないときは管理者に、有効期間内に免許試

験に合格したとき又は有効期間が失効したときは、その者の住所地を管轄する本部長にそれぞれ返納させること。

- (9) 管理者に返納させた仮免許証は、管理者の責任においてその状況を明らかにした後、焼却処分すること。

## 第8章 技能審査

### (技能審査)

第60条 技能審査の教習時間及び技能審査は、業務指導の標準及び技能試験実施基準に基づくほか、次の各号により行うものとする。

- (1) 入所希望者が身体障害者である場合は、第30条の規定に準じて取り扱うこと。
- (2) 管理者は、技能審査を受ける者に対する教習の状況を教習原簿によって明らかにしておくこと。
- (3) 管理者は、技能審査コースを指定した状況を技能審査コース指定簿（様式第37号）によって明らかにしておくこと。
- (4) 技能審査は、技能試験実施基準に基づき、卒業検定日に行うこと。
- (5) 技能審査に不合格となった者に対しては、1時限以上の補修教習を行った後、再審査を行うこと。
- (6) 管理者は、技能審査実施状況を第51条第8号に定める技能審査実施簿により明らかにしておくこと。

### (技能審査合格証明書)

第61条 技能審査合格証明書は、業務指導の標準に基づいて発行するものとする。

なお、技能審査合格証明書を発行するときは、技能審査合格証明書交付台帳（様式第38号）に登載し、発行の状況を明らかにしておくものとする。

## 第9章 指定教習所職員に対する講習

### (講習の実施者)

第62条 法第108条の2第1項第9号に定める講習（以下「講習」という。）は、公安委員会の名において本部長が行うものとする。ただし、法第108条の2第3項の規定により、公安委員会が他の者に委託したときは、この限りでない。

### (講習の実施計画)

第63条 前条ただし書の規定により講習の実施を受託した者は、講習の実施に当たり、あらかじめ講習の実施場所、講師の選任等実施計画を策定し、受講者名簿を添えて本部長の承認を受けなければならないものとする。

### (講習の科目)

第64条 講習の科目は、府令第38条第9項の規定に準ずるものとする。

### (講習の効果測定)

第65条 講習を行ったときは、講習の効果を確認するため、講習項目の全部又は一部について効果の測定をすることができるものとする。

### (講習時間等)

第66条 講習は、指導員等及び副管理者の区分に応じ、次の表により、1人に対し年1回行うものとする。

区 分	日 数	時 間
教 習 指 導 員	2	9
技 能 検 定 員	2	10
副 管 理 者	1	6

(学級編成)

第67条 学級の編成人員は、前条に掲げる区分により、おおむね1学級30人を基準とするものとする。

(手数料の納付)

第68条 講習を受講する者は、鳥取県警察手数料条例に規定する講習手数料を講習手数料納付書(様式第39号)により納付するものとする。

(指導監督)

第69条 本部長は、講習の委託を受けた者に対し、講習の実施について監督するとともに、講習計画、運用及び講習内容等について、随時指導及び助言を行うものとする。

#### 第10章 備付け書類等

(備付け書類及び保存期間)

第70条 指定教習所は、別表第1に掲げる書類を備え付け、それぞれ規定する期間保存するものとする。また、当該書類が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができるようにして保存されるときは、所定の情報セキュリティ対策を講じた上で当該記録を保存することをもって書類の保存に代えることができるものとする。

#### 第11章 指定申請書記載事項変更届

(指定申請書記載事項変更届)

第71条 指定教習所の設置者又は管理者が公安委員会に指定申請書記載事項の変更届を提出しなければならない事項のうち、事務処理上特に留意をする事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者の変更は、新管理者が資格要件を満たさないことが明らかになったときは、管理者の変更時から指定の基準に適合しないことになるので、事前に運転免許課長に報告し、資格要件の確認を求めること。
  - (2) 教習車両、教材等の増強及び更新についても変更届を提出すること。
  - (3) 教室等の建物を変更する場合は、変更の状況を明らかにした平面図を添付すること。
  - (4) 所内コースの改造若しくは新設又は標識等の設置若しくは変更を行う場合は、その状況を明らかにした図面等を添付すること。
- 2 公安委員会は、指定教習所の設置者又は管理者から指定申請書記載事項の変更の届出があったときは、その内容が指定基準に適合するかどうかについて検査を行った後これを承認する。

#### 第12章 報告

(交通事故発生報告)

第72条 管理者は、教習中又は検定中に交通事故が発生した場合は、教習・検定中の交通事故発生報告書(様式第40号)により速やかに公安委員会に報告すること。

(報告事項及び期限等)

第73条 管理者は、前各条に規定する事項以外の報告事項として、別表第2に定める事項について、同表に定める期限までに報告するものとする。

附 則(鳥取県公安委員会規程第6号)

- 1 この規程は、平成19年6月2日から施行する。
- 2 指定自動車教習所事務処理規程(平成10年鳥取県公安委員会規程第8号)は、廃止する。

附 則（鳥取県公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成26年 6 月15日から施行する。

附 則（鳥取県公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成29年 3 月12日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定中応急救護に関する部分は、平成29年 3 月 6 日から施行する。

附 則（鳥取県公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成30年 7 月11日から施行する。

附 則（鳥取県公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成30年 8 月 9 日から施行する。

附 則（鳥取県公安委員会規程第 1 号）

この規程は、令和元年 5 月23日から施行する。

附 則（鳥取県公安委員会規程第 5 号）

この規程は、令和元年11月14日から施行する。

附 則（鳥取県公安委員会規程第 6 号）

この規程は、令和元年11月28日から施行する。

附 則（鳥取県公安委員会規程第 5 号）

この規程は、令和 2 年 5 月14日から施行する。

附 則（鳥取県公安委員会規程第 6 号）

この規程は、令和 2 年 7 月 3 日から施行する。

附 則（鳥取県公安委員会規程第 3 号）

この規程は、令和 3 年 2 月26日から施行する。

附 則（鳥取県公安委員会規程第 4 号）

この規程は、令和 3 年 3 月11日から施行する。

附 則（鳥取県公安委員会規程第 5 号）

この規程は、令和 3 年 6 月11日から施行する。

附 則（鳥取県公安委員会規程第 6 号）

この規程は、令和 3 年 9 月30日から施行する。

附 則（鳥取県公安委員会規程第 7 号）

この規程は、令和 4 年 5 月13日から施行する。